

愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年5月17日金曜日 第4号

◇ 目 次 ◇ 規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (自然保護課)42

告 示

- 指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課)44
- 農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室)44
- 洪水浸水想定区域の指定(3件)..... (河川課)44
- 委任した指定構造計算適合性判定機関の住所の変更..... (建築住宅課)45
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課)45
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (")45
- 指定居宅サービス事業の廃止..... (")45
- 指定介護予防サービス事業の廃止..... (")46
- 道路の供用開始(県道川之江大豊線)..... (東予地方局四国中央土木事務所)46
- 土地改良区役員の就退任の届出(8件)..... (中予地方局農村整備第一課)46
- 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課)49
- 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課)49
- 土地改良区連合役員の就退任の届出..... (")49

公 告

- 争議行為の通知の公表..... (労政雇用課)50
- 情報入出力管理システムの借入れ..... (警察本部会計課)50
- 捜査画像情報システムの借入れ..... (")51

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正..... (選挙管理委員会)51

正 誤

- 平成31年3月31日付け愛媛県報第3064号外2 愛媛県条例第25号(愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例)中..... (税務課)52
- 令和元年5月1日付け愛媛県報外1 愛媛県規則(保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則)中..... (医療対策課)52

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第2号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村時広

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>様式第10号(第2条関係) 狩猟免許申請書</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">知事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5) 個人情報の取扱い</td> </tr> </table>	省略			知事	(5) 個人情報の取扱い		<p>様式第10号(第2条関係) 狩猟免許申請書</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略					
省略													
	知事												
(5) 個人情報の取扱い													
省略													

申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。

個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	同意する。 同意しない。
------------------------------	--------------

注 省略

様式第11号（第2条関係） 狩猟免許更新申請書
（表） 省略
（裏）

省略	
確認済み	
(5) 個人情報の取扱い	
申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。	
個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	同意する。 同意しない。

注 省略

様式第12号（第2条関係） 狩猟者登録申請書
（表）

省略
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第65条第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する者か否かの別
省略
省略

（裏）

省略	
専門的・技術的職業従事者 管理的職業従事者	
事務従事者	
販売従事者 農林業作業員 漁業作業員	
採鉱・採石作業員	
運輸・通信従事者 技能工・生産工程作業員	
単純労働者	
保安職業従事者 サービス職業従事者 分類不能の職業従事者	
無職	
(9) 個人情報の取扱い	
申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。	
個人情報の提供（国が	

知事

注 省略

様式第11号（第2条関係） 狩猟免許更新申請書
（表） 省略
（裏）

省略
確認済み

注 省略

様式第12号（第2条関係） 狩猟者登録申請書
（表）

省略
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第65条第7号から第9号までのいずれかに該当する者か否かの別
省略
省略

（裏）

省略
専門的・技術的職業従事者 管理的職業従事者
事務従事者
販売従事者 農林業作業員 漁業作業員
採鉱・採石作業員
運輸・通信従事者 技能工・生産工程作業員
単純労働者
保安職業従事者 サービス職業従事者 分類不能の職業従事者
無職

提供する情報システム での管理)の同意	同意する。 同意しない。
------------------------	--------------

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄に貼付すること。)

(4)～(7) 省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄にちよう付すること。)

(4)～(7) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
新居浜中央薬局	新居浜市南小松原町13番40号	合同会社 C M P E S	薬局(育成医療・更生医療)	令和元年5月1日
平野みらい薬局	今治市北宝来町2丁目4-6	株式会社 平野	薬局(育成医療・更生医療)	令和元年5月1日

○愛媛県告示第44号

平成31年4月11日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
農事組合法人 ファーム北条	愛媛県西条市	愛媛県西条市広江14 0番1ほか128筆	229.976

2 認可年月日

令和元年5月8日

○愛媛県告示第45号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、二級河川僧都川水系僧都川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第46号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、一級河川肱川水系肱川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第47号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、一級河川肱川水系肱川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水

した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村 時 広

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村 時 広

1 名称

株式会社国際確認検査センター

2 住所

(1) 変更前

大阪府大阪市中央区北浜三丁目7番12号

(2) 変更後

東京都中央区京橋二丁目8番7号

3 変更年月日

令和元年6月1日

○愛媛県告示第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり住所の変更の届出があった。

○愛媛県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年5月17日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ダンク	ショートステイ だんだん	愛媛県四国中央市川之江町701番4	平成31年3月1日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和元年5月17日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ダンク	ショートステイ だんだん	愛媛県四国中央市川之江町701番4	平成31年3月1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年5月17日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社モア・ステージ	株式会社モア・ステージ	愛媛県新居浜市新須賀町二丁目8番36号	平成31年3月10日	福祉用具貸与
株式会社モア・ステージ	株式会社モア・ステージ	愛媛県新居浜市新須賀町二丁目8番36号	平成31年3月10日	特定福祉用具販売
株式会社トーカイ	トーカイ 訪問入浴サービス 今治	愛媛県今治市東村南二丁目2-13	平成31年3月31日	訪問入浴介護
新居浜市農業協同組合	J A 新居浜市	愛媛県新居浜市坂井町三丁目10番40号	平成31年3月31日	福祉用具貸与
新居浜市農業協同組合	J A 新居浜市	愛媛県新居浜市坂井町三丁目10番40号	平成31年3月31日	特定福祉用具販売
有限会社 山茶花	ほっと介護センターさざんか新居浜	愛媛県新居浜市沢津町一丁目4-13	平成31年3月31日	訪問介護
西条市農業協同組合	J A 西条福祉用具サービス	愛媛県西条市大町200番地1	平成31年3月31日	福祉用具貸与

西条市農業協同組合	J A 西条福祉用具サービス	愛媛県西条市大町200番地 1	平成31年 3月31日	特定福祉用具販売
-----------	----------------	-----------------	-------------	----------

○愛媛県告示第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年 5月17日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社トーカイ	トーカイ 訪問入浴サービス 今治	愛媛県今治市東村南二丁目 2 - 13	平成31年 3月31日	介護予防訪問入浴 介護
新居浜市農業協同組合	J A 新居浜市	愛媛県新居浜市坂井町三丁目10番40号	平成31年 3月31日	介護予防福祉用具 貸与
新居浜市農業協同組合	J A 新居浜市	愛媛県新居浜市坂井町三丁目10番40号	平成31年 3月31日	特定介護予防福祉 用具販売
西条市農業協同組合	J A 西条福祉用具サービス	愛媛県西条市大町200番地 1	平成31年 3月31日	介護予防福祉用具 貸与
西条市農業協同組合	J A 西条福祉用具サービス	愛媛県西条市大町200番地 1	平成31年 3月31日	特定介護予防福祉 用具販売

○愛媛県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	川之江大豊線	四国中央市金生町下分字板屋870番 7 から 同字870番 9 まで	令和元年 5月17日

○愛媛県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458 - 9
"	清 水 良 雄	松山市清住二丁目1094 - 2
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605
"	一 色 悟	松山市北斎院町522
"	家 木 貞 夫	松山市竹原三丁目14 - 13
"	一 色 覚	松山市南斎院町879 - 3
"	西 野 不可止	松山市生石町552 - 4
"	関 谷 石 男	松山市南斎院町1041
"	三 好 陽 造	松山市高岡町764

"	宮 崎 真 一	松山市北斎院町196
監 事	関 谷 治 夫	松山市南斎院町978 - 3
"	橋 本 正	松山市別府町312 - 1
"	関 谷 重 男	松山市南吉田町919
"	丹 下 邦 夫	松山市南江戸二丁目 7 - 23

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458 - 9
"	清 水 良 雄	松山市清住二丁目1094 - 2
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502
"	関 谷 重 雄	松山市南吉田町919
"	関 谷 石 男	松山市南斎院町1041
"	一 色 悟	松山市北斎院町522
"	橋 本 正	松山市別府町312 - 1
"	松 友 芳 正	松山市生石町573
"	梅 木 静 男	松山市生石町167
"	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 9 - 4

監 事	関 谷 治 夫	松山市南斎院町978 - 3
"	一 色 政 則	松山市高岡町674
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262 - 9
"	丹 下 邦 夫	松山市南江戸二丁目 7 - 23

○愛媛県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 透	東温市志津川675番地
"	岩 川 保	東温市志津川596番地 2
"	友 近 泰 教	東温市志津川57番地 1
"	高須賀 功	東温市志津川630番地
"	高 塚 澄 江	東温市志津川638番地 1
"	池 川 雅 清	東温市志津川1429番地
"	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
"	池 川 久美子	東温市志津川887番地 1
"	宮 田 久 典	東温市志津川1635番地
"	一 橋 正 昭	東温市志津川1710番地 2
"	浅 倉 光 浩	東温市志津川1721番地 2
"	伊 藤 孝 一	東温市志津川1758番地 1
"	寺 澤 房 和	東温市志津川113番地
監 事	清 水 治 久	東温市志津川1432番地
"	佐 伯 久 恵	松山市南町二丁目 6 番 2 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地 4
"	大 西 一 秀	東温市志津川637番地 3
"	恒 岡 恒 重	東温市横河原1343番地
"	和 田 敏 明	東温市志津川72番地
"	宮 内 秀	東温市志津川74番地 1
"	高須賀 功	東温市志津川630番地
"	武 智 昭 一	東温市志津川692番地
"	池 川 雅 清	東温市志津川1429番地
"	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
"	窪 田 マチ子	東温市志津川1254番地 3
"	森 幹 治	東温市志津川1179番地 1
"	伊 藤 眞 和	東温市志津川1833番地
監 事	越 智 賢 治	東温市志津川1790番地
"	森 省 三	東温市志津川514番地

○愛媛県告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し

た旨の届出があった。

令和元年5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 透	東温市志津川675番地
"	岩 川 保	東温市志津川596番地 2
"	高須賀 功	東温市志津川630番地
"	一 橋 正 昭	東温市志津川675番地
"	和 田 隆 茂	東温市西岡433番地 1
"	松 下 俊 二	東温市西岡66番地
"	竹 内 俊 式	東温市西岡260番地
"	若 林 充 孝	東温市西岡1399番地
監 事	野 村 康 夫	東温市西岡925番地
"	佐 伯 久 恵	松山市南町二丁目 6 番 2 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 洋 介	東温市西岡164番地
"	渡 部 英 成	東温市西岡168番地
"	横 田 周 二	東温市西岡453番地 2
"	宮 本 良 一	東温市西岡754番地
"	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地 4
"	宮 内 秀	東温市志津川74番地 1
"	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
監 事	越 智 賢 治	東温市志津川1790番地
"	花 山 良 博	東温市西岡126番地

○愛媛県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 茂	東温市西岡433番地 1
"	松 下 俊 二	東温市西岡66番地
"	若 林 充 孝	東温市西岡1399番地
"	伊 賀 隆	東温市西岡240番地 3
"	竹 内 俊 式	東温市西岡260番地
"	山 内 忠 志	東温市西岡695番地
"	岡 本 幸 博	東温市西岡787番地
"	北 岡 保 史	東温市西岡748番地 3
監 事	野 村 康 夫	東温市西岡925番地
"	岡 本 壽 摩 雄	東温市西岡797番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 洋 介	東温市西岡164番地
"	渡 部 英 成	東温市西岡168番地
"	野 村 研 二	東温市西岡1211番地 1
"	大 東 正 雄	東温市西岡1068番地 2
"	横 田 周 二	東温市西岡453番地 2
"	和 田 功	東温市西岡682番地
"	岡 本 孝 弘	東温市西岡780番地
"	宮 本 良 一	東温市西岡754番地
監 事	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地 1
"	花 山 良 博	東温市西岡126番地

○愛媛県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 門 孝 徳	東温市牛淵665番地
"	大 北 忠 則	東温市牛淵1272番地 3
"	朝比奈 正 之	東温市牛淵1165番地
"	村 上 正 隆	東温市牛淵1401番地
"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地
"	村 上 力	東温市牛淵1697番地 2
"	大 西 俊 則	東温市牛淵1274番地 1
"	由 井 雄 三	東温市牛淵1555番地
"	村 上 浩 三	東温市牛淵1446番地
"	大 西 良 也	東温市牛淵763番地 2
監 事	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地
"	大 北 正 明	東温市牛淵1502番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 吉 直	東温市牛淵574番地
"	大 北 英 彦	東温市牛淵1394番地 2
"	井 門 孝 徳	東温市牛淵665番地
"	村 上 正 隆	東温市牛淵1401番地
"	重 見 忠 顕	東温市牛淵635番地
"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地
"	朝比奈 正 之	東温市牛淵1165番地
"	大 北 忠 則	東温市牛淵1272番地 3
"	大 西 良 也	東温市牛淵763番地 1
"	村 上 周 治	東温市牛淵1697番地 2
監 事	大 北 武	東温市牛淵1501番地
"	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地

○愛媛県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 雅 則	東温市南野田271番地
"	坂 本 武 義	東温市南野田283番地
"	明 賀 功	東温市南野田538番地 3
"	八 塚 英 二	東温市南野田589番地
"	高 橋 晃 治	東温市南野田109番地 1
"	束 村 良 正	東温市南野田168番地
"	明 賀 勝 秀	東温市南野田262番地
"	友 近 弘 志	東温市南野田607番地 2
監 事	末 光 眞 人	東温市南野田307番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 雅 則	東温市南野田271番地
"	東 洋	東温市南野田551番地
"	束 村 良 正	東温市南野田168番地
"	友 近 弘 志	東温市南野田607番地 2
"	高 橋 晃 治	東温市南野田109番地 1
"	明 賀 勝 秀	東温市南野田262番地
"	大 川 正 敏	東温市南野田473番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
監 事	末 光 眞 人	東温市南野田307番地
"	明 賀 安 広	東温市南野田547番地

○愛媛県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地
"	野 口 浩 二	東温市北野田152番地
"	高 見 淳	東温市北野田137番地
"	安 井 清 秀	東温市北野田332番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田827番地 1
"	武 智 南	東温市北野田1224番地
"	相 原 宏 徳	東温市北野田652番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地

”	牧 正 人	東温市北野田788番地
---	-------	-------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
”	牧 隆 司	東温市北野田791番地
”	野 口 浩 二	東温市北野田152番地
”	高 見 淳	東温市北野田137番地
”	岡 田 誠 司	東温市北野田141番地
”	牧 秀 宣	東温市北野田827番地 1
”	武 智 南	東温市北野田1224番地
”	相 原 宏 徳	東温市北野田652番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地
”	牧 正 人	東温市北野田788番地

○愛媛県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 紀 由	松山市和気町一丁目195 - 6

○愛媛県告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 5月17日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第5号 令和元年 5月 8日	伊予郡松前町大字鶴吉字安井前295番 2、295番 4	松山市祝谷二丁目12番35号 クラールビル103号 武 智 晋 也 武 智 静 香

○愛媛県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月17日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	木 藤 幸 治	大洲市大洲1048番地

退 任

”	濱 岡 英 俊	松山市辰巳町 7 - 35
”	芳 野 國 廣	松山市和気町一丁目217
”	芳 野 惠 三	松山市和気町二丁目1019
”	小笠原 壮 一	松山市和気町二丁目1014
”	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220
”	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033
”	芳 野 克 久	松山市和気町一丁目196
監 事	須 賀 誠	松山市和気町一丁目245
”	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197
”	二 神 正 徳	松山市和気町二丁目1033 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町一丁目197
”	芳 野 紀 由	松山市和気町一丁目195 - 6
”	芳 野 國 廣	松山市和気町一丁目217
”	芳 野 龍 男	松山市和気町一丁目220
”	濱 岡 英 俊	松山市辰巳町 7 - 35
”	小笠原 壮 一	松山市和気町二丁目1014
”	河 内 正 利	松山市和気町二丁目1033
”	芳 野 惠 三	松山市和気町二丁目1019
監 事	岡 本 一 孝	松山市和気町一丁目225
”	須 賀 誠	松山市和気町一丁目245
”	芳之内 一 磨	松山市和気町二丁目970

○愛媛県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年 5月17日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 田 康 秀	大洲市大洲209番地 2

役員の種類	氏名	住所
理事	西村 守	宇和島市三浦西3223番地

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成31年4月26日あったので公表する。

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 事件 2019年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2019年5月20日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人真光會	松山市南高井町1491

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年5月17日

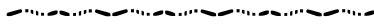
愛媛県知事 中村 時 広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
情報入出力管理システムの借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
情報入出力管理システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
 - (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有す

ると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
 - (2) 入札書の受領期限
令和元年6月26日（水）午後3時00分
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
令和元年6月26日（水）午後3時00分
愛媛県警察本部2階 聴聞室
 - 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 事前提出書類の受領期限
公告の日から令和元年6月19日（水）午後5時15分まで。
 - (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be leased: Information Input and Output Management System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 26, June, 2019
 (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
 TEL 089 934 0110



○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年5月17日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
 捜査画像情報システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
 捜査画像情報システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
 令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
- (5) 借入場所
 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
 また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
 〒790 8573
 愛媛県松山市南堀端町2番地2
 電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
 令和元年6月26日（水）午後3時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
 令和元年6月26日（水）午後3時30分
 愛媛県警察本部2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 事前提出書類の受領期限
 公告の日から令和元年6月19日（水）午後5時15分まで。
- (5) 入札の無効
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
 要
- (7) 落札者の決定方法
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Image Information System for Investigation, 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:30 p.m., 26, June, 2019
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
 TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）

の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員(人)	施設の名称	施設の所在地	定員(人)
省略			省略		
大洲市白滝体育館	省略		大洲市大和体育館	大洲市長浜町下須戒甲 669番地の5	250
大洲市河辺体育館	大洲市河辺町河都375 番地	300	大洲市白滝体育館	省略	
省略			省略		

正 誤

○正 誤

平成31年3月31日付け愛媛県報第3064号外2愛媛県条例第25号
(愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例)中

ページ	箇所	誤	正
8	右欄 上から5行目	(2) 省略	(2) 省略

○正 誤

令和元年5月1日付け愛媛県報号外1愛媛県規則(保健師助産師
看護師法施行細則の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
1	上から5行目	○愛媛県規則	○愛媛県規則第1号